平成２７年（フ）第４４０９号
大阪府寝屋川市池田西町21番12号
債務者　松葉　恭光
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７７６号
大阪市西成区天下茶屋２丁目６番６―302号
債務者　谷口いづみ
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９２７号
大阪府吹田市千里丘中46番６号
債務者　平**櫛**　優輝
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０４０号
大阪市西成区天下茶屋１丁目６番21号
債務者　橋本　大祐
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０５３号
大阪府吹田市吹東町15番26号
債務者　二子石理恵
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０６９号
大阪府池田市豊島北１丁目16番16号
債務者　村上　正昭
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０７７号
大阪市生野区巽北３丁目12番38号　成和ウエストビラ北巽402号
債務者　石川　淳一
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１３７号
大阪府枚方市東中振２丁目1798番地の５（202）
債務者　越田　尚樹
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１４３号
大阪府守口市南寺方東通６丁目12番５―602号
債務者　中西美智代（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２０６号
横浜市都筑区荏田東１丁目１番19号　アンソレイユ都筑203、申立時住所大阪府吹田市出口町26番24―705号
債務者　坂田　　翼
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２３８号
大阪府吹田市泉町４丁目39番４号
債務者　竹川　耕生
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３４９号
大阪府茨木市東中条町13番24号富本荘２号、前住所大阪府茨木市春日二丁目３番７号グリーンシャトー苗代203号
債務者　前本　　渉
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６６５号
大阪市旭区生江３丁目20番10―402号
債務者　**吉**本武美こと　吉本　武美
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７４８号
大阪市東住吉区桑津３丁目26番６号エイチ・ツーオー第７ビル403号
債務者　坂手　順子（旧姓長村）
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７７２号
大阪府門真市御堂町23番５号
債務者　基　　辰広
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８４７号
大阪市住之江区南港中４丁目２番16―607号
債務者　稲田　耕司
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８４８号
大阪市住之江区南港中５丁目３番41―906号
債務者　稲田　綾子
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９４７号
大阪府豊中市利倉２丁目12番７号
債務者　野村信子こと　朴　　信子
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部